

福祉共育（教育）推進校指定事業実施要項

1 目的

町内の小学校、中学校を福祉共育推進校（以下「推進校」という）に指定し、児童・生徒の主体性を尊重し、学校内外における福祉に関する学習や地域を基盤とした体験活動等を通じて、福祉への理解と関心を高め、自分のことだけでなく、周りの人も大切に思い、一人ひとりそれぞれの考え方、生き方を尊重する『ともに生きる心（共生・心情面）』を育むことを目的とする。

ふだんの 暮らしの しあわせの 実現に向けて考え・気づき・実践していくことのできる子どもたちの育ちを支援していきます。

2 実施主体

社会福祉法人 南小国町社会福祉協議会

3 協力機関

南小国町地域学校協働本部

4 推進校の要件

- (1) 南小国町内の全ての小中学校。
- (2) 学校教育（総合的な学習の時間など）で、社会福祉協議会と連携した福祉共育の実践に取り組む
- (3) 福祉共育推進校連絡会議等への協力
- (4) 指定期間は原則として、1年間とする。但し、推進校の申請により更新できるものとする。

5 推進校における活動

推進校は、各教科や学校行事等の中で工夫を加え、各学校の実情にあわせ南小国町社協、地域住民、ボランティア、福祉施設、南小国町民生委員協議会等と連携し、校内及び地域において福祉共育（教育）に取り組む。

6 南小国町社会福祉協議会の役割

南小国町社会福祉協議会は、推進校に対し、以下の支援を行う。

- (1) 推進校に対する活動費の助成
- (2) 推進校活動に関する広報・啓発及び管内学校への普及
- (3) 地域住民・管内福祉施設・関係者・地域ボランティアとの連携を図り、児童・生徒の福祉教育・ボランティア活動の場の開拓及び提供
- (4) 推進校で実施される授業・行事等への地域住民や職員・講師などのコミュニティーパートナーのコーディネート・派遣
- (5) 福祉共育（教育）に関する情報提供

7 助成金の交付、報告等

- (1) 助成額は、南小国町社会福祉協議会が児童・生徒数を基に算出した額以内とし、共同募金配分金の範囲内で助成する。（別表）
- (2) 指定の申請をしようとするものは、次の各書類を令和 年 月 日（ 曜）までに南小国町社会福祉協議会会長に提出するものとする。
 - ① 助成金交付申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 事業予算書
 - ④ 助成金受領書
- (3) 交付が決定した推進校には、助成金交付決定通知書により通知するものとする。
- (4) 事業の報告は、次の各書類を翌年度4月末日までに南小国町社会福祉協議会会長に提出して行うものとする。
 - ① 事業報告書
 - ② 助成金精算書
 - ③ 活動時の写真及び資料（各学校に配布いたしました、赤い羽根共同募金の旗と活動している写真）

8 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、南小国町社会福祉協議会会長が別に定める。

赤い羽根共同募金配分金助成事業 福祉共育（教育）推進校指定事業助成金交付要項

（趣旨）

第1条 社会福祉法人 南小国町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は福祉共育推進校指定事業実施要項（以下「実施要項」という。）に定める福祉共育推進校（以下「推進校」という。）の活動費をこの要項の定めに従い予算の範囲内で助成する。

（助成額）

第2条 本会が児童・生徒数を基礎に算出した基準額以内（別紙参照）とし、本会への共同募金配分金の範囲内で決定する。

（助成金の交付申請）

第3条

（1）交付申請書の書類は、次の各号によるものとする。

- | | |
|------------|---------|
| ① 助成金交付申請書 | 別記第1号様式 |
| ② 事業計画書 | 別記第2号様式 |
| ③ 事業予算書 | 別記第3号様式 |

（2）申請書の提出期限は、**令和 年 月 日（ 曜）**とし、提出部数は各1部とする。

（決定の通知）

第4条 助成金の交付決定通知は、助成金交付決定通知書（別記第5様式）により行うものとする。

（実績報告）

第5条

（1）事業の実績報告は、次の各号によるものとする。

- | | |
|--------------------|---|
| ① 事業報告書 | 別記第6号並びに第7号様式 |
| ② 助成金精算書 | 別記第8号様式 |
| ③ 活動時の写真及び活動に関する資料 | （各学校に配布いたしました、赤い羽根共同募金の旗と活動している写真） |

（2）実績報告及び添付書類の提出期限は**翌年度4月末日**とし、提出部数は各1部とする。

（事情変更による決定の取消等）

第6条 本会が助成金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたとき又は推進校が助成金交付目的以外に使用したと認められるときは、本会は交付決定を取消し、推進校に対し助成金の一部又は全額を返還させることが出来るものとする。

（雑則）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。